

資生堂健康保険組合公告第 667 号

令和 4 年 10 月 3 日

資生堂健康保険組合

理事長 芦田 恵美子

公 告

任意継続被保険者の標準報酬月額について (令和 4 年 3 月 31 以前に任意継続被保険者資格を取得した方)

健康保険法第 47 条の規定により、当組合の任意継続被保険者で、令和 4 年 3 月 31 以前に任意継続被保険者資格を取得した方の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

1. 令和 4 年 9 月 30 日の全加入者の平均標準報酬月額

359,218 円

2. 令和 5 年度における平均標準報酬月額

第 25 等級 360,000 円

ただし、当該者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額が 360,000 円に満たないときは資格喪失時の標準報酬月額といたします。

3. 適用年月日および期間

令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6 年(2024)3 月 31 日

※令和 4 年 4 月 1 日以降に任意継続被保険者資格を取得した方は、「資格喪失時（退職時）の標準報酬月額」が任意継続時の標準報酬月額となります。

以上